

別表（第3条、第4条、第9条関係）

種目	価格（円）	対象者	性能等	耐用年数（年）	身体障害者	身体障害児	知的障害者	知的障害児	精神障害者	精神障害児	難病患者等
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000	①身体障害 寝返り、起き上がり及び立ち上がりが困難で下肢又は体幹機能障害2級以上で学齢児以上の者 ②難病患者等 寝返り、起き上がり及び立ち上がりが困難な状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度、高さを調整できる機能を有するもの。	8	○	○				○
	訓練用ベッド	159,200	①難病患者等 下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8						○
	特殊マット	19,600	①身体障害 寝返り、起き上がり及び立ち上がりが困難で常時介護を要する下肢又は体幹機能障害1級の18歳以上の者及び下肢又は体幹機能障害2級以上で3歳以上の者 ②知的障害 重度知的障害で失禁のある者・児 ③難病患者等 寝返り、起き上がり及び立ち上がりが困難な状態にある者	褥瘡の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの。	5	○	○	○	○		○
	特殊尿器	67,000	①身体障害 常時介護を要する下肢又は体幹機能障害2級以上で学齢児以上の者 ②難病患者等 自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5	○	○				○
	体位変換器	15,000	①身体障害 下肢又は体幹機能障害2級以上で自力で体位変換ができないため、介助者の支援を要する学齢児以上の者 ②難病患者等 寝たきりの状態にある者	空気バッド等を身体の下に挿入することにより、障害者の体位を容易に変換できる機能を有するものであって、介助者が容易に使用し得るもの。	5	○	○				○
	訓練イス	33,100	①身体障害 下肢又は体幹機能障害2級以上の児童であって原則として3歳以上の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5		○				
火災警報器	移動用リフト	159,000	①身体障害 常時介護を要する下肢又は体幹機能障害2級以上で3歳以上の者 ②難病患者等 下肢又は体幹機能に障害のある者	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体を吊り上げること等により、介護者が障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型の他住宅改修を伴うものを除く。	4	○	○				○
	入浴担架	82,400	①身体障害 下肢又は体幹機能障害2級以上で、入浴に介助を要する3歳以上の者	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5	○	○				
	入浴補助用具	90,000	①身体障害 下肢又は体幹機能障害3級以上で入浴に介助を要する3歳以上の者 ②難病患者等 入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8	○	○				○
便器	9,850	①身体障害 下肢又は体幹機能障害2級以上で学齢児以上の者 ②難病患者等 常時介護を要する者	次のいずれかに該当するもの。 (1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (2) 便座の上に置いて高さを補うもの (3) 居室での利用が可能で移動可能なもの		8	○	○				○
	火災警報器	10,000	①身体障害 単一障害で2級以上の者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯 ②知的障害 重度の知的障害児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯 ③精神障害 精神障害1級又は障害支援区分3以上の児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8	○	○	○	○	○	

モ 療 養 等 支 援 用 具	酸素ボンベ運搬車	17,000	①身体障害 医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの。	10	○	○					
	視覚障害者用体温計（音声式）	9,000	①身体障害 視覚障害2級以上で学齢児以上の者ののみの世帯若しくはこれに準ずる世帯	検温結果を音声により伝える機能を有するもの。	5	○	○					
	視覚障害者用体重計	単価入札による価格	①身体障害 視覚障害2級以上の単身者又は視覚障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯	計測結果を音声等により伝える機能を有するもの。	5	○						
	視覚障害者用音声血压計	単価入札による価格	①身体障害 視覚障害2級以上の者のみの世帯（これに準ずる世帯を含む）に属する視覚障害2級以上で満40歳以上の者（ただし、一世帯につき1台のみとする。）	計測結果を音声により伝える機能を有するもの。	5	○						
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	157,500	①難病患者等 人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	5						○	
	携帯用会話補助装置	98,800	①身体障害 音声機能若しくは言語機能障害を有する学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	5	○	○					
情報・ 意思疎通 支援用具	IT機器関連周辺機器	100,000	①身体障害 上肢障害又は視覚障害3級以上で当該用具を接続し、配置できる本体（パーソナルコンピューター）を所有する学齢児以上の者。	上肢障害若しくは視覚障害に対応したIT機器関連周辺機器及びソフトウェア。ただし、単体で使用できるものを除く。	5	○	○					
	点字プリンタ・点字ディスプレイ	300,000	①身体障害 視覚障害2級以上又は視覚及び聴覚の重複障害2級以上で市長が必要と認める学齢児以上の者。（単体で使用できるものは視覚及び聴覚の重複障害2級以上の者とする。）	点字プリント及び文字等のコンピュータ画面情報を点字により示すことができる点字ディスプレイであって、障害者が容易に使用し得るもの。	5	○						
	点字器	標準型 真鍮板製 10,400 プラスチック製 6,600 携帯用 アルミニューム製 7,200 プラスチック製 1,650	①身体障害 視覚障害2級以上で学齢児以上の者	点字用紙を挟んで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの。	標準型 7 携帯型 5	○	○					
	点字タイプライター	63,100	①身体障害 視覚障害2級以上で学齢児以上の者	点字に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するもの。	5	○	○					
	視覚障害者用ボータブルレコーダー	録音再生機（非課税） ※録音再生機又は再生専用機若しくはテープレコーダーとし、重複しての給付は行わない。 85,000	①身体障害 再生専用機（非課税） 35,000 テープレコーダー 23,500	【録音再生機】音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。 【再生専用機】音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。 【テープレコーダー】点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、標準速度を半減することにより、通常の2倍又は4倍の時間の録音が可能な機能を有するもの。	6	○	○					
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	99,800	①身体障害 視覚障害2級以上で学齢児以上の者	活字と同一紙面上に掲載された当該活字をコード化した情報（SPコード）を読みとり、当該活字情報を音声により伝える機能を有するもの。	6	○	○					
情報・ 意思疎通 支援用具	視覚障害者用拡大読書器	198,000	①身体障害 視覚障害で、本装置によらなければ文字等を読むことができない学齢児以上の者	画像入力装置により、拡大された画像又は音声で文字等を読むことができるもの。	8	○	○					
	触知式 視覚障害者用時計	10,300 音声式 13,300	①身体障害 視覚障害2級以上の者（音声式は原則として、触知式時計の使用が困難な者）	障害者が容易に使用し得るもの。	10	○						
	聴覚障害者用通信装置	52,200	①身体障害 聴覚障害児・者又は音声機能若しくは言語機能障害を有し、コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要と認められる学齢児以上の者の属する世帯	一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等による通信が可能な機器であって、障害者が容易に使用し得るもの。	5	○	○					
	聴覚障害者用情報受信装置	88,900 (取付工事費等、機器の設置にあたって派生的に発生する周辺経費は原則として自己負担とする。)	①身体障害 聴覚障害児・者・のうち聴覚器等によってはテレビの視聴が困難な者の属する世帯	映像、字幕及び手話通訳付き番組並びに災害時の聴覚障害者向け緊急通報情報等を受信し、かつ、地上波放送に字幕及び手話通訳を合成する機能を有するもの。	6	○	○					
	人工喉頭	笛式 5,150 笛式（気管カニューレ付） 8,300 電動式 72,200	①身体障害 音声機能若しくは言語機能又はそしゃく機能障害を有し、喉頭摘出等により発音が困難な3歳以上の者で人工喉頭を使用することにより発音が得られる者	【笛式】呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 【電動式】頸下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。（電池又は充電器を含む。）	笛式 4 電動式 5							

排泄管理支援用具	福祉電話	レンタル型の契約料及び架設工事費	①身体障害 所得祝非課税世帯又は生活保護法第1条の規定に基づき生活保護を受けている世帯であって、かつ、外出困難な2級以上の身体障害者のみの世帯、聴覚又は音声言語機能障害3級以上でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる障害者のみの世帯、これらの者のみの世帯又はこれに準ず世帯		○							
	点字図書	点字図書価格から一般図書の購入価格相当額を控除した額	①身体障害 視覚障害者・児で主に情報の入手を点字によっている者	点字により作成され、月刊や週刊等で発行される雑誌を除いた図書	○	○						
	人工内耳用電池	空気電池（月額・税込） 2,000 専用充電池 15,300 専用充電器 25,200	①身体障害 聴覚障害を有し、人工内耳を装用している者	人工内耳装用者が、人工内耳用に使用するもの。	専用充電池3 専用充電器3	○						
	人工内耳用音声信号処理装置	300,000	①身体障害児 聴覚障害を有し、人工内耳を装用している児で医師が必要と判断した者。（ただし、医療保険や民間保険が適用される場合を除く）	障害児が容易に使用し得るもの。	5	○						
	ストマ用装具	消化器系（月額） 8,600 尿路系（月額） 11,300	①身体障害 内部障害を有し人工肛門若しくは人工膀胱を設けている者・児	ストマ用品であって障害者が容易に使用し得るもの。（ストマ用品とは、収納袋、皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものをいう。）		○	○					
	紙おむつ等	月額（税込） 12,000 ※特例としてストマ用装具に代えて紙おむつ等を給付する場合に限る。（原則としてストマ用装具と重複しての給付は行わない。）	①身体障害 3歳以上であって次のいずれかに該当する者。 (1) 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができないもの。 (2) 先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。 (3) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害又は乳幼児期以前に発現した脳原性運動機能障害と類似の症状を呈する障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、医師の意見書により必要性があると認められた者。	次のいずれかのもので障害者が容易に使用し得るもの。 (1) 紙おむつ (2) サラン、ガーゼ、脱脂綿 (3) 洗腸装具								
	尿尿器	男性用 普通型 7,700 簡易型 5,700 女性用 普通型 8,500 簡易型 5,900	①身体障害 當時失禁状態にある排尿機能障害で3歳以上の者	採尿器と収納袋で構成され、尿の逆流防止装置がついているもの。	1	○	○					
	居宅生活動作補助用具	200,000	①身体障害 下肢又は体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する学齢児以上の者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替をする場合は上肢障害2級以上の者） ②難病患者等 下肢又は体幹機能に障害のある者	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので次に掲げるもの。 (1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための通路面及び床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取り替え (5) 和式便器から洋式便器等への便器の取り替え (6) その他前号に付帯して必要な工事		○	○					○

(注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

2 これに準ずる世帯とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。

ア 障害者本人を除く世帯員が学齢児以下であるもの

イ 障害者本人を除く世帯員が介護保険法に基づく介護認定により要介護4以上と認定されているもの

ウ 障害者本人を除く世帯員又は障害者本人いずれかが同一敷地外で別居しているもの

エ 障害者本人が週5日（概ね週40時間）において日中独居となるもの（日中とは午前8時から午後5時までの時間帯をいう。）

オ その他市長が特に必要と認めた世帯

3 複合機能が付帯した福祉用具については、主たる機能が実施要綱に示すものと合致しない場合、日常生活用具給付対象としないものとする。